

国別障害関連情報
スリランカ民主社会主義共和国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和6年11月
（2024年11月）

スリランカにおける障害者の就労支援促進プロジェクト
専門家チーム

国別障害関連情報 スリランカ民主社会主義共和国

本調査は、JICA が実施中の「スリランカにおける障害者の就労支援促進プロジェクト」専門家チームが活動の一環で実施したものである。本調査の内容は 2021 年 12 月から 2024 年 11 月にかけて実施した文献・オンライン調査と関係者へのヒアリングより得られた情報の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報
スリランカ民主社会主義共和国
目次

1. 基礎指標.....	1
1-1. 基礎指標.....	1
1-2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策.....	5
2-1. 障害関連行政制度.....	5
2-2. 障害関連法律の詳細.....	7
2-3. CRPD 批准による対応状況.....	11
2-4. 障害関連施策の状況.....	11
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (GBR/CBID) の状況.....	18
2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	18
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	19
3. 障害関連団体の活動概況.....	21
3-1. 障害当事者団体の活動概要.....	21
3-2. 障害者支援団体の活動概要.....	21
4. 参考資料.....	23

図表目次

図 1 障害種別の機能障害該当者数割合（2012 年）	5
図 2 年齢別障害のある人口割合（2012 年）	6
表 1 機能障害の種類・男女別割合	3
表 2 障害関連担当機関の概要と役割	7

略語表

CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
COVID	Coronavirus Disease	新型コロナウイルス感染症
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
DMC	Disaster Management Centre	災害マネジメントセンター
DOJF	Disability Organizations Joint Front	障害当事者団体連合
DOME	Department of Manpower & Employment	労働雇用局
DOL	Department of Labour	労働局
DS	Divisional Secretariat	県事務局
DSS	Department of Social Services	社会サービス局
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
KOICA	Korea International Cooperation Agency	韓国国際協力団
NSPD	National Secretariat for Persons with Disabilities	全国障害者事務局
NCPD	National Council for Persons with Disabilities	全国障害者評議会
SSO	Social Service Officer	社会サービス担当官
TVEC	Tertiary and Vocational Education Commission	高等職業教育委員会
UNDP	United Nations Development Programme	国際連合開発計画
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
YEDD	Directorate for Youth, Elderly and Disabled Persons	青年・高齢者・障害者部

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

国民一人当たり GDP	4,013.7 米ドル	2021 年
-------------	-------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	4.08%	2019 年
教育（対 GDP 比）	9.9%	2019 年
社会福祉（対 GDP 比）	0.51%	2019 年

人口

総人口	22,156,000	2021 年
男性人口比率	48%	2021 年
女性人口比率	52.1%	2021 年
都市人口比率	18.86%	2021 年
農村人口比率	81.14%	2021 年
平均余命（全体）	76 歳	2020 年
男性	73 歳	
女性	80 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	16.8%	2022 年
新生児死亡率	6.665%	2020 年

教育

教育制度		
初等教育年数	5 年	
義務教育年数	9 年	
成人識字率（全体）	92%	2018 年
男性	93%	2018 年
女性	91%	2018 年

¹ 世界銀行（<https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.CD?locations=LK>（参照 2022-10-17）に基づく。

就学率		
初等教育 ² (総就学率)		2020 年
全体	100%	
男子	98%	
女子	96%	
中等教育 ³ (総就学率)		2018 年
全体	100%	
男子	98%	
女子	103%	
高等教育 ⁴ (総就学率)		2020 年
全体	22%	
男子	17%	
女子	27%	

雇用

失業率 (全体)	5.4%	2021 年
男性	3.9%	
女性	8.4%	

1-2. 障害に関する指標

1-2-1. 障害の定義

スリランカでは「1996年障害者の権利保護法第28号 (Protection of the Rights of Persons with Disabilities Act, No. 28) 第37条」において「障害者」の定義を「障害者とは、先天的であるか否かにはかかわらず、身体的または精神的能力の欠如の結果、自身の生活上の必要事項を完全にまたは部分的に満たせない人を指す。」⁵としている。

同法では障害者の権利が十分に擁護されていないことから、2006年頃から新しい障害権利法案 (Disability Right Bill) が議論され2008年には閣議決定されているものの、度重なる修正作業等により議会での採択には至っていない。2016年に改めて提出された修正案も国連障害者権利条約 (Convention on the Right of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」) 第

² 5-10歳の5年間

³ 前期中等教育 (10-14歳) 4年間と後期中等教育 (14-18歳) の4年間を合わせた8年間

⁴ 大学や技術教育職業機関で実施される

⁵ 日本語訳は前回作成された国別障害関連情報 (2009) に合わせている。原文抜粋: “person with disability” means any person who, as a result of any deficiency in his physical or mental capabilities, whether congenital or not, is unable by himself to ensure for himself, wholly or partly, the necessities of life;

33 条が求める政府内の実施・モニタリング体制構築の不備について指摘が入り⁶、2024 年 11 月時点でも採択されていない。

1-2-2. 障害に関する統計整備状況

2012 年の国勢調査⁷において、障害に関する統計データがワシントングループ短縮質問セットに基づいて収集され、全人口の 8.6%にあたる 1,617,924 人に何らかの機能障害があるという結果が出た。この統計は「見る」「聞く」「歩行」「記憶・集中を含む認識」「セルフケア・日常生活動作」「コミュニケーション」の 6 項目について「問題ない」「難しい」「出来ない」という 3 段階のうち一つを選択する方式で収集され、各項目において「難しい」「出来ない」と回答したケースを障害と分類している。

1-2-3. その他統計

2012 年の国勢調査の回答結果は表 1、図 1、図 2 のとおり。表 1 では機能障害の種類・男女別割合、図 1 では、障害種別の機能障害該当者数の割合、図 2 では年齢別障害のある人口割合を示す。

表 1 機能障害の種類・男女別割合

機能障害の種類	該当する人数	人口 1,000 人あたりの比率	男性 (人口 1,000 人あたりの比率)	女性 (人口 1,000 人あたりの比率)
見る	996,939	54	47	60
聞く	389,077	21	19	23
歩行	734,213	39	31	47
記憶・集中を含む認識	343,689	18	16	21
セルフケア・日常生活動作	197,575	11	10	11
コミュニケーション	180,833	10	10	10
全体障害者数 ⁸	1,617,924	87	77	96

⁶ DOJF(2017)

⁷ Department of Census and Statistics (2012)

⁸ 複数の障害がある人は各機能障害でそれぞれカウントされるため、各機能障害該当人数総計と全体障害者数が一致しない。

出所：Department of Census and Statistics (2012)をもとに専門家チームが作成

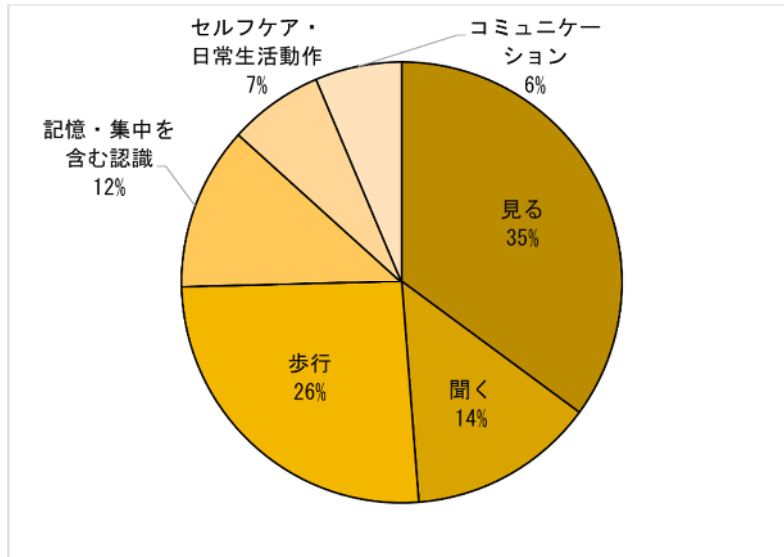


図 1 障害種別の機能障害該当者数割合 (2012 年)

出所：Department of Census and Statistics (2012)をもとに専門家チームが作成

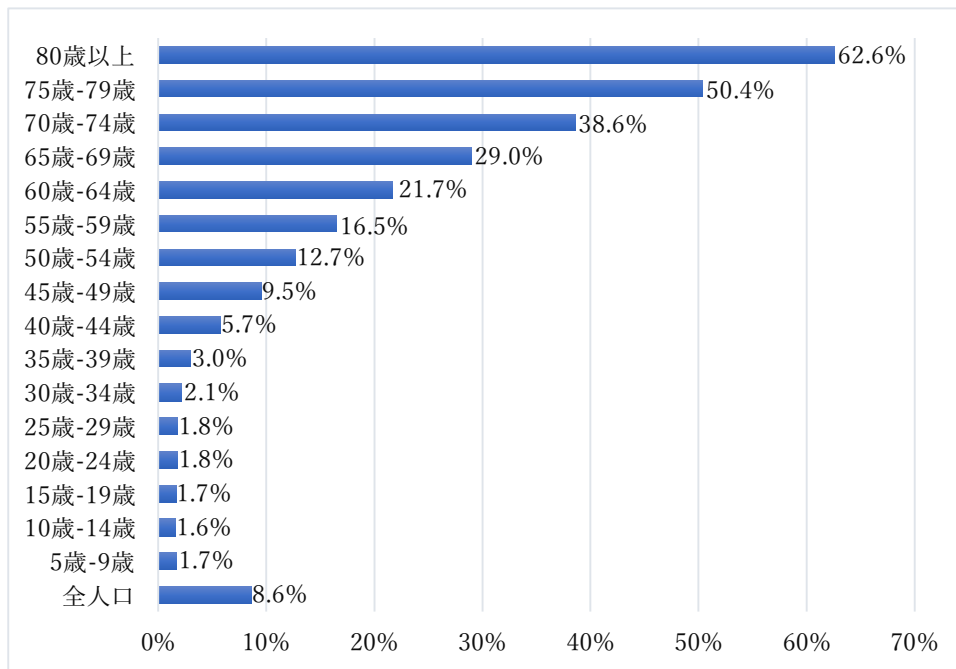


図 2 年齢別障害のある人口割合 (2012 年)

出所：Department of Census and Statistics (2012)をもとに専門家チームが作成

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度

1996年に制定された障害者の権利保護法により、スリランカにおける障害者の権利を保護・啓発するために全国障害者評議会（National Council for Persons with Disabilities。以下、「NCPD」）が創設された。NCPD下の全国障害者事務局（National Secretariat for Persons with Disabilities。以下、「NSPD」）とともに、障害統計、リハビリテーション、障害者施設の管理、ガイドラインの作成等の役割を担っている。

【中央政府行政】

表 2 障害関連担当機関の概要と役割

No.	機関名	概要
1	社会サービス局 Department of Social Services (DSS) ⁹	障害手当の支給等貧困世帯向けの支援の実施や、障害のある若者にむけた職業訓練校の運営などを主に担っている。 District（県）、Division（郡）の事務局にそれぞれ1~2名の社会サービス担当官(SSO)やその下位職にあたる開発担当官(Development Officer)を配置している。Division SSO 一人で人口5~10万人程度の地域をカバーしている。
2	保健省青年・高齢者・障害者部 Ministry of Health, Directorate for Youth, Elderly & Disabled Persons (YEDD)	若者、高齢者、障害者の健康に取り組む保健省の中心的機関。1997年の保健行政サービス改革を受けて設立された ¹⁰ 。 交通事故被害者への対応、理学療法や関連サービスの早期提供、リハビリテーション施設の支援（インフラ整備や器具の調達など）や CBR の強化などを実施している。2013年には、「障害者のアクセシビリティに関するデザイン配慮」を策定している ¹¹ ほか、コロナ禍において、障害児を含めた障害者のコロナウイルス感染の予防策に関するガイドラインを策定している ¹² 。

⁹ 2024年11月時点でDSSを所管する省庁はMinistry of Buddhasasana, Religious and Cultural Affairs。同国では頻繁に省庁が再編され各局を所管する省庁が変更になるため、必要に応じて最新情報を確認する必要がある。

¹⁰ JICA (2021)

¹¹ Ministry of Health (2013)

¹² JICA (2021)

3	教育省ノンフォーマル・特殊教育部 Ministry of Education, Non-formal and Special Education Branch	特別支援学校の運営、インクルーシブ教育の促進、通常学校での特別支援学級の設置、通常学校での特別リソースセンターの運営等を主に担っている。活動は、特別支援教諭への研修実施、教科書の点字化、障害児への教育キャンプの実施などがある ¹³ 。
4	防災省 The Ministry of Disaster	防災省は、災害管理センター (Disaster Management Centre 。以下、「DMC」) とともに、県・郡の担当官を対象に、障害者に重点を置いた災害発生後の迅速なニーズアセスメントのためのトレーニングを実施している。 各コミュニティで脆弱な立場にある人 (障害者、妊婦、子ども、高齢者) の位置情報を集めたリスクマップを作成し、捜査・救助活動に役立てている。また避難所までのルートを事前に DMC に共有・確認の上、その他関係機関へ共有している ¹⁴ 。

出所：障害者権利条約政府報告及び政府ウェブサイトを基に専門家チームが作成

国内援助調整委員会設置状況

1	全国障害者評議会 National Council for Persons with Disabilities (NCPD)	1996 年障害者の権利保護法に基づき、スリランカにおける障害者の権利を保護・啓発するために創設された。大統領が担当大臣と協議して評議委員を任命し、障害者に対する自助組織等のサービス提供に従事する団体に所属する役員等の 11 名と、国会議員、州議会議員、地方政府機関議員、専門家、政府関係者を代表する 9 名の役員の合計 20 名で構成される。司法、財政、運営、精神障害・聴覚障害の研究に向けて、5 つの副委員会が設置された ¹⁵ 。
2	全国障害者事務局 National Secretariat for Persons with Disabilities (NSPD)	NCPD に紐づく形で担当省内に設置され、障害統計、リハビリテーション、障害者施設の管理、DSS が支給している障害手当の予算管理、ガイドラインの作成等の役割を担っている。

出所：障害者権利条約政府報告及び政府ウェブサイトを基に専門家チームが作成

¹³ Government of Sri Lanka (2019)

¹⁴ Government of Sri Lanka (2018)

¹⁵ 国別障害関連情報 スリ・ランカ国 平成 14 年 3 月 国際協力事業団 企画・評価部

【地方政府行政】

スリランカの行政単位は9つの州 (Provinces)、25 の県 (Districts)、331 の郡 (Divisions) に分かれており、さらに郡は村レベルの最終行政単位であるグラマ・ニラダリ・ディビジョン (Grama Niladhari Divisions) に細分化され、その合計数は 14,022 にのぼる¹⁶。

同国では地方分権制度が 1987 年の憲法改正により導入された結果、州政府 (Provincial Councils) がそれぞれ独立した財源・部署を持っており、福祉行政では州政府付の SSO を郡事務局に配属している。その結果、郡事務所では DSS 付の SSO と州政府付の SSO が机を並べてそれぞれの業務にあたっているケースが多い¹⁷。

各県は中央政府によって任命された県事務局 (District Secretary) の下で運営されており、郡事務局ほど州政府の影響は強くない。県事務局の主な職務は、中央政府と郡事務局との連絡や活動の調整、県レベルの開発計画の実施と監督、下位行政区分の活動支援、さらに県内の歳入徴収と選挙の調整を担当している。

2-2. 障害関連法律の詳細

2007 年の CRPD への署名以降、スリランカ政府は同条約に沿った新障害者権利法の制定に取り組んできたが、1-2-1.で言及した事情により障害の定義等は下記 1996 年法に準拠せざるを得ない状態が続いている。

法律名	障害者の権利保護法 (Protection Of The Rights Of Persons With Disabilities) ¹⁸
施行年	1996
概要	障害者の権利擁護を目的とする NCPD とその活動を支える全国障害者基金 (National Fund for Persons with Disabilities) の設立を定めている。

その他障害者の関連法を時系列に沿って最新のものから以下に示す。

法律名	選挙における特別支援法 (Elections (Special Provisions) Act) ¹⁹
施行年	2011
概要	選挙時の障害のある有権者に対する介助人について定めた法律。 スリランカの選挙や国民投票において投票する際に、障害者が必要とする施設が当局から提供されるように、選挙に関する主要法令を改正するために制定された。

¹⁶ <https://webarchive.archive.unhcr.org/20230521123428/https://www.refworld.org/docid/56f39bce4.html> (参照 2024-11-10)

¹⁷ SSO への聞き取り (2022 年 3 月)

¹⁸ https://www.stateminsamurdhi.gov.lk/web/images/content_image/notices/CRPD_initial_report.pdf (参照 2024-11-6)

¹⁹ https://elections.gov.lk/web/wp-content/uploads/publication/acts/28-2011_E.pdf (参照 2022-10-14)

法律名	メンタルヘルス法案 (Mental Health Act Bill) ²⁰
施行年	2007 年
概要	精神疾患条例 (別名第 559 章 - 1873 年に最初に制定、最後の改正は 1956 年) を廃止することを目的とし、精神障害者の権利保護、精神障害者のケア、治療、継続的ケア、リハビリテーションの実施について規定しているほか、精神衛生諮問委員会と苦情処理委員会、地区審査委員会の設置を規定している。

法律名	特別教育協会設立法 ²¹ (Special Educational Society (Incorporation) Act)
施行年	1999
概要	障害者へのリハビリテーション、教育機会の提供、社会サービスへのアクセス、食料・医薬品の提供、職業訓練と雇用機会の提供、自然災害被災者への支援などを目的とした同協会の設立を定めている。

法律名	ラナビルセバ法 (Rana Viru Seva Authority Act) ²²
施行年	1999
概要	公務により死亡もしくは行方不明、もしくは障害者となった軍人・警察官とその家族に対する福利厚生を定めた法律。

法律名	社会保障委員会法 (The Social Security Board Act No. 17 号) ²³
施行年	1996
概要	事故や加齢による障害者の年金・保険給付を規定している。

法律名	視覚障害者リハビリテーションのための信託基金法 (Rehabilitation Of The Visually Handicapped Trust Fund Act) ²⁴
-----	---

²⁰

http://www.previousmoh.health.gov.lk/moh_final/english/public/elfinder/files/publications/list_publi/act/Act_Mental_health_act_Final_draft_English.pdf (参照 2024-11-6)

²¹

[https://www.srilankalaw.lk/YearWisePdf/1999/SPECIAL_EDUCATIONAL_SOCIETY_\(INCORPORATION\)_ACT,_No._3_OF_1999.pdf](https://www.srilankalaw.lk/YearWisePdf/1999/SPECIAL_EDUCATIONAL_SOCIETY_(INCORPORATION)_ACT,_No._3_OF_1999.pdf) (参照 2024-11-6)

²² <https://ranaviruseva.gov.lk/pdf/act/english/01%20Act54E.pdf> (参照 2024-11-6)

²³ https://stateminsamurdhi.gov.lk/web/images/content_image/pdf/act/act_1996_e.pdf (参照 2024-11-6)

²⁴

https://www.socialservices.gov.lk/web/images/downloads/act/09_1992_rehabilitation_of_the_visually_handicapped_trust_fund_en.pdf(参照 2024-11-6)

施行年	1992
概要	視覚障害者への教育・職業訓練に必要な支援（そのための居住設備整備を含む）、雇用機会の創出、セルフビジネスへの支援、権利擁護を目的として同基金の設立を定めている。

法律名	職業教育法 (Tertiary and Vocational Education Act No. 20, 1990) 職業訓練法改正法 (Amendment Act, 1999)
施行年	1990,1999
概要	スリランカの TVET (Technical and Vocational Education and Training: 技術職業教育訓練) 枠組みを定めたもの。同法は、高等職業教育委員会 (Tertiary and Vocational Education Commission。以下「TVEC」) を設立し、その役割と責任を規定した。1999 の改正法により、TVEC は法定機関として再組織された。

障害者政策

スリランカ政府の主な障害関連政策は以下のとおりである。

政策名	戦略プラン 2021-2025 (Strategic Plan 2021-2025)
施行年	2021
所管省庁/機関	労働雇用局(DOME)
概要	青年層への就労支援について同局が目標をまとめたもの。障害者の経済活動促進についても具体的な数値(500人)を明記している。

政策名	2017-2021 年 人権に関する国家行動計画 (2017-2021 National Action Plan for the Protection and Promotion of Human Rights) ²⁵
施行年	2017
概要	スリランカ政府全体が人権擁護について取り組む内容を示した計画。同計画では女性の権利、子どもの権利、障害者の権利など権利ごとに計画が策定されており、ゴール6において障害者の権利に関する計画が明記されている。 Mendis and Perera (2019)によると、不利な条件や苦痛を軽減し、障害者の生活の質を向上させるための有意義な措置は取られていない。

²⁵ <https://www.stopchildcruelty.com/media/doc/1554788053.pdf> (参照 2022-10-17)

政策名	2014-2018年 スリランカにおけるリハビリテーションサービスのための国家ガイドライン(2014-2018 National Guidelines for Rehabilitation Services in Sri Lanka)
施行年	2014
概要	障害者向けに質の高い医療リハビリテーションサービスを提供するための体制・プロセス等についてまとめた政策文書

政策名	スリランカ障害者国家行動計画 (Sri Lanka National Action Plan for Disability)
施行年	2014
概要	障害分野に関する省庁横断的な取り組みを定めた計画。エンパワメント、保健、教育、雇用、障害メインストリーム、データおよび調査、社会統合といった項目に沿って行動内容、ターゲット、期間、責任省庁が明記されている。

政策名	2012年 スリランカ国家人材・雇用政策(2012 National Human Resources and Employment Policy for Sri Lanka)
施行年	2012
概要	高付加価値産業に貢献出来る労働力育成についてまとめた政策。第15章において障害者が労働市場に包摂されるために必要な取り組みがまとめられている。

政策名	障害者（アクセシビリティ）規則 Disabled Persons (Accessibility) Regulations, No. 1 of 2006 ²⁶
施行年	2006
概要	アクセシビリティ基準を設け、公共建築物の建築、再建、改築について、関連当局がこの基準に適合していると認めない限り、適合証明書を発行しないことを定めている。また、国が同規則に定める仕様・設計要件に従い、障害者が利用しやすい公共交通機関（音声による交通信号などを含む）を最低10%提供することを定めている。

²⁶ <https://arts.cmb.ac.lk/sociology/cdrep/disabled-persons-accessibility-regulations-no-1-of-2006/#:~:text=In%20order%20to%20provide%20persons,public%20building%2C%20public%20place%20or> (2024-11-6)

政策名	2005-2015 年 スリランカ精神保健政策(2005-2015 Mental Health Policy of Sri Lanka)
施行年	2005
概要	精神疾患の予防および適切な精神保健サービスの提供を目的とする政策文書。サービス提供のための体制構築、人材育成について概要を記載している。

2-3. CRPD 批准による対応状況

スリランカは 2007 年に CRPD に署名し、2016 年に批准している。なお、選択議定書には批准していない。障害者権利委員会への政府報告書（以下、「政府報告」）は、2018 年 10 月に第一回目が提出された。国連は 2024 年 3 月に事前作業部会を開催して課題リスト（List of Issues）を提示し、政府報告に対してより具体的な報告と対策を CRPD 各項目に沿って求めている。

2-4. 障害関連施策の状況

① リハビリテーション含む医療サービス

スリランカ憲法²⁷では、社会福祉とリハビリテーションの項目で、身体的・精神的・社会的障害者のリハビリテーションと福祉、また身体障害者及び失業者の救済について明記されている。

リハビリテーションサービスのためのスリランカ国家ガイドラインは、CRPD 第 25 条・第 26 条にのっとり、主に、スリランカ国内の障害者に提供されるリハビリテーションのサービスを拡大するために、リハビリテーションの構造、プロセス、内容、ネットワークについて、また医療機関、家庭、コミュニティにおけるリハビリテーションサービスを利用する場合のガイドラインを示している。

障害者へのリハビリテーションは、保健省下にある YEDD が管理するリハビリテーション施設に支援を提供する責任を担っている。これらの施設には、リハビリテーション病院やリハビリテーション部局や施設を有する病院が含まれる。

障害者ケアのための国家運営委員（A National Steering Committee for the Care of People with Disabilities）は、保健省長官が委員長を務め、委員会は四半期ごとに開催され、障害とリハビリテーションに関連する政策課題を検討している。州レベルでは、州保健サービス局長が州によって管理されている施設において、障害とリハビリテーションに関連する政策やガイドラインを含む指導をおこなっている。

²⁷ THE CONSTITUTION OF THE DEMOCRATIC SOCIALIST REPUBLIC OF SRI LANKA (As amended up to 15th May 2015)

国連障害者権利委員会へ提出された障害者当事者団体連合(Disability Organizations Joint Front。以下、「DOJF」)の平行レポート²⁸では、障害の特定と早期発見における迅速な介入・紹介システム・フォローアップの欠如、医療サービスへの物理的アクセス・情報アクセスの課題(例えば、主要な国立病院であっても手話通訳が配置されていないことや、重度の障害のある人が長時間も長蛇の列で待たされ、必要な治療、必要な配慮が受けられない状況にあるなど)、各病院に障害者のための適切な医療サービスに必要な設備が整っていない等という所見が記されている。

また、2022年9月23日に議会に提出された「リハビリテーション法案」²⁹は、薬物依存者、元戦闘員、暴力的な過激派団体やその他のいかなる集団の一員を強制的に施設に収容することを可能とするものであり、国際人権団体から違法であるという抗議を受けている。

② 教育

スリランカは、1945年にユニバーサル無償教育政策(Universal Free Education Policy)、1998年に義務教育政策(Compulsory Education Policy)を導入し、すべての子どもたちに教育の機会を保障している。教育省の報告によると、多くの障害児は、学校の普通教室や特別教育ユニットに通っているものの、インクルーシブ教育に関する教師のスキル不足、学校における物理的アクセシビリティの欠如、カリキュラムの質などが原因で、教育へのアクセス、参加において障壁に直面している³⁰。

視覚障害、聴覚障害に関しては教会系や公立の専門教育機関が古くから設立されており、視覚障害者向けコロombo大学進学割当制度と進学後のサポートセンターが存在する。他方、知的障害、身体障害、発達障害については専門の教育機関が少なく、配慮が十分になされていない普通学校(一部学校にはSpecial Needs Education Unitが設置済み)に通わざるを得ないケースが多く、授業についていけない生徒は自主退学するか、特別支援学級に転校となる。特別支援学級、特別支援学校に通えない障害児(身辺自立ができていない障害児)については、近隣にNGOや民間団体、DSS(州、中央)管轄の療育施設が設置されていれば、それらに通っている場合もある。

スリランカでは高等教育において女性の進学率進歩の割合が年々上昇しているが(2014年では約62%)、障害のある女性の高等教育への進学はごくわずかであることが、DOJF平行レポートで示されている³¹。

③ ジェンダーと障害

スリランカは1981年に女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(CEDAW)

²⁸ DOJF(2017)

²⁹ <https://www.hrw.org/ja/news/2022/10/17/sri-lanka-draft-rehabilitation-law-would-spur-abuse> (参照 2022-10-17)

³⁰ Disability-Inclusive Education Practices in Sri Lanka UNICEF

³¹ DOJF(2017)

を批准している。

NCPD と NSPD は、女性のエンパワメントを促進し、障害のある母親のための貧困緩和及び社会保障プログラム、職場のジェンダーに配慮した環境の構築、労働者の性的嫌がらせや搾取の排除を強化するプログラム、職業訓練プログラムなどを実施している。

女性・子ども・ソーシャルエンパワメント省は女性障害者の経済的・社会的エンパワメントのために‘Ayata Diriyak-Ratata Saviyak’というプログラムを実施しており、主に、40名の障害者女性を起業家として育成することや、女性と子どもに対する暴力や虐待を減らすことなどが掲げられている³²。

DOJF パラレルレポートによると、国内の障害者人口の 57%を占める女性障害者の多くが虐待のリスクに直面していると示されている。家庭、地域社会、職場、社会全般において女性障害者への暴力は深刻であり、知的障害や聴覚障害の場合はよりその課題が深刻な場合が多くある。あわせて、障害のある女性が政策に参加する機会がないこと、暴力やハラスメントに関して提訴する際の法的な制約があり、事件として発見されないことが多くある。また、女性は行政、政治プロセスへの平等な参加と意思決定の機会が限られており、DOJF はスリランカ政府に対して女性障害者の代表が参加する意思決定委員会を設置することや地方政府、州議会、国会に代表権を割り当てるための法的規定を設けることを求めている³³。

④ 訓練・雇用、就労支援

障害者の権利の保護と促進に関して施行されている主な法律である 1996 年障害者の権利保護法第 28 号は、第 23 条において障害を理由とする差別をいかなる雇用、職業、または教育機関への入学において禁止すると規定している。

1988 年、現内務省 (Ministry of Public Administration) は「障害者雇用に関する通達」を出し、政府部門における雇用機会の 3%を障害者に割り当てる雇用率制度を導入した。一部の民間企業が個別に障害者雇用に取り組む一方で、公的機関での障害者雇用に対する認知は高くなく、同通達で定められた 3%の雇用率は遵守されずモニタリングもなされていない。2012 年の国勢調査結果でも就業年齢にある障害者の 70.9%が経済活動に従事していないことが示されている。なお、民間セクターに対する雇用率制度はなく、障害者を雇用した企業に対する給与助成金制度が NSPD にあるが選定プロセスが不透明な上、給付数が政府予算状況に左右されるなど課題が多く、一般的に広く認知されている状況にはない。³⁴

労働雇用局 (DOME) の”Strategic Plan 2021-2025”では障害のある求職者への就労・就業支援の指標が設定されている。基本的な雇用サービスは DOME が所管し、労働安全衛生および労働基準監督関連の業務は労働省下の労働局が所管している。同局によると今のところ

³² Government of Sri Lanka (2018)

³³ DOJF(2017)

³⁴ NSPD, DSS, 企業への聞き取り (2022 年)

雇用関連の紛争で障害者差別に関する訴えはないとのこと³⁵。

DSS が管轄する職業訓練校では、コンピューター基礎コース、大工コース、木彫コース、マッサージ治療コース、工業用裁縫コースなどが提供されている。その他、技能開発・職業訓練省（The Ministry of Skills Development and Vocational Training 「M/SD&VT」）は、障害者のためのインクルーシブな職業訓練を実施している。女性の世帯主や障害のある女性に優先権が与えられており、IT、電子工学、機械工学などの多様なコースの訓練を提供されている。

⑤ 社会保障含む障害者への社会サービス

スリランカ政府は、障害者への住宅支援として新築住宅の建設に 250,000³⁶ルピー、既存住宅の改修に 150,000 ルピーを提供している。人権の保護と促進のための国家行動計画 National Action Plan for the Protection and Promotion of Human Rights 2017-2021 「NHRAP 2017-2021」を通じたプログラムの下、2016 年 8 月 31 日時点で、375 戸の住宅の建設または改修に 359.5 万ルピーが提供されている³⁷。

また、労働災害補償法（1934 年）では、事故等で一時的に障害を負った場合の一時金のほか、年金の提供や障害者に対する所定額の手当の提供について定めている。業務上災害または業務上疾病と評価され、継続雇用期間が 6 ヶ月であることを条件に、一時的な障害を負った場合に、平均所得の 50%が最長 5 年間支払われる。6 ヶ月経過後は、一時金として給付される場合もある。障害給付金は、平均所得レベルに応じて 196,083.80 ルピーから 550,000 ルピーの金額が支払われるとされており、身体機能の一部に障害がある場合には、障害の程度に応じて、上述の障害給付金全額の 30%から 100%の一時金が支払われる³⁸。

社会保障委員会法（The Social Security Board Act No. 17 号 1996 年）は、事故や加齢による障害者の年金・保険給付を規定している³⁹。

DOJF パラレルレポートによると、精神障害や重複障害のある障害者の場合、親の死後の生活において特に深刻な法的危機に直面しているという報告があり、スリランカには年金受給者である両親の死後、子どもが受け取ることのできる年金が存在している。

また、2022 年に起こった経済危機⁴⁰下で特に影響を受けたのは、障害者を初め、女性やイ

³⁵ 労働局への聞き取り（2022 年 1 月）

³⁶ JICA2022 年 11 月為替レート 1 スリランカ・ルピー=0.404730 円

³⁷ Government of Sri Lanka (2018)

³⁸ <https://www.ssa.gov/policy/docs/progdsc/ssptw/2018-2019/asia/sri-lanka.html#:~:text=Permanent%20Disability%20Benefits,-For%20a%20total&text=The%20minimum%20permanent%20disability%20benefit,disability%20benefit%20is%20550%20C000%20rupees.>(参照 2022-10-21)

³⁹ Social Security Board Act (No. 17 of 1996)

⁴⁰ スリランカは 2022 年春以降、深刻な経済危機を迎えている。IMF（国際通貨基金）は、スリランカの 2023 年の実質 GDP 成長率をマイナス 3.0%と見込んでいる。

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2023/0301/e58e4749f719c9bf.html> （参照 2023-4-20）

ノンフォーマルな仕事に就いている脆弱層である。UNICEF の報告書によると、スリランカの労働人口の 66%が非正規労働者であり、多くの女性が家事労働を担っており、社会保障の支援が限定的であるため、いかなる社会保障も受けていない人が多いと指摘されている⁴¹。例えば、スリランカ全体の障害者数は 160 万人と推定されるが、NSPD が実施する障害者向け社会保障制度への登録は、20 万人に留まる。スリランカの社会経済危機において、経済構造の変革だけでなく、弱者救済の双方に取り組む必要があることが指摘されている⁴²。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

(1) バリアフリー規定

スリランカ憲法第 12 条 3 項では、アクセシビリティに関して以下のように定めている。「何人も、人種、宗教、言語、カースト、性別またはそのいずれかを理由として、自らの宗教の店、公共のレストラン、ホテル、公共の娯楽の場および公共の礼拝所の利用に関して、いかなる障害、責任、制限または条件も課されることはない。」

スリランカ政府は障害者（アクセシビリティ）規則 Disabled Persons (Accessibility) Regulations, No. 1 of 2006⁴³によってアクセシビリティ基準を設けており、公共建築物の建築、再建、改築について、関連当局がこの基準に適合していると認めない限り、適合証明書を発行しないことを定めている。また、国が同規則に定める仕様・設計要件に従い、障害者が利用しやすい公共交通機関（音声による交通信号などを含む）を最低 10%提供することを定めている。

その他に、保健省は 2015 年に「障害者のためのアクセシビリティに関する設計上の配慮」と題するハンドブックを発刊した。このハンドブックでは主に、医療機関におけるアクセシビリティに関する問題が広く存在することを言及し、入口への制限、照明の不備、調剤薬局や診察室へのアクセスの制限、建物間の移動、駐車場や通路へのアクセスの不備などが指摘されている。

他方で DOJF パラレルレポートでは、政府所有の建物においても基準が遵守されておらず、監督省庁及びモニタリング体制も明確になっていないと指摘されている。都市部の大規模商業施設や外国人観光客が利用する施設等ではアクセシビリティに配慮された設計がなされているケースが多いが、都市部の小規模施設や地方部施設の中には車椅子等でのアクセスが難しいケースが依然として目立つ。

(2) 情報保障

障害者（アクセシビリティ）規則は、障害者への情報保障についても明記しており、公共

⁴¹ UNICEF (2021)

⁴² 日本貿易振興機構アジア経済研究所 https://www.ide.go.jp/Japanese/IDEsquare/Eyes/2022/ISQ202220_028.html

⁴³ Disabled Persons (Accessibility) Regulations, No. 1 of 2006 | Centre for Disability Research, Education and Practice (CEDREP)

施設での点字表記、手話通訳への配慮の必要性について示している。

人権の保護と促進のための国家行動計画では、すべての国営メディアは、ニュース番組の50%、印刷物と映像の両方で、情報保障（点字、大活字、手話通訳、手話ビデオなど）を提供することを定めている。スリランカのテレビ局の多くが、主要なニュース放映時のみ手話放送を提供しているが、ニュース速報に対しては手話放送を提供していないため聴覚障害者が緊急時の重要な情報にアクセスすることは困難である。

国家資格を持つ手話通訳人材は2023年4月現在、国内に26名存在し、そのうち6名がスリランカ政府により雇用されている。3名はDSSの手話ユニット（Sign Language Unit）に配属され、1名がハンバントタ県の職業訓練校、残りの2名がキャンディ県の職業訓練校に配属されている。6名でスリランカ全土3〜4県ずつを担当しており、裁判所などから正式に本省に依頼があった場合に派遣される仕組みになっている。個人からの手話通訳依頼の受付はしておらず、病院や警察なども同様に手話通訳が必要になる状況では、病院から本省へ正式な依頼を出す必要がある。

なお、スリランカではタミル語圏など地域によって異なる手話が使用されているため、国立教育研究所（National Institution of Education）が中心となって国内共通となるスリランカ手話を確立することを推進しており、スリランカ手話の新語の作成、手話指導、研究、手話辞典の作成などを行っている⁴⁴。

(3) 防災

2004年に多くの犠牲者を出した津波⁴⁵の後、スリランカ政府は災害リスク管理の枠組みを整備するために「スリランカ災害管理法（2005年第13号）（Sri Lanka Disaster Management Act, No. 13 of 2005）」の制定や、「より安全なスリランカを目指して」と題した災害リスク管理ロードマップ第1巻および第2巻を発刊した。

2013年のスリランカの災害管理に関する国家政策では、災害管理のための指導原則として、「災害時の資源配分は、災害の深刻さと脆弱性に基いて公平性を保つ。子ども、障害者、高齢者、女性など、より弱い立場にあるグループを優先すること。」と明示し、スリランカ政府は、障害者を特別な保護規定を必要とする弱者グループとして認識している。

災害管理省と災害管理センター（Disaster Management Centre 以下、「DMC」）は、障害者に重点を置いた災害後の迅速なニーズアセスメントを実施するために、地区や部門レベルの職員に対して訓練を実施しているほか、災害管理省と各コミュニティで脆弱な立場にある人（障害者、妊婦、子ども、高齢者）の位置情報を集めたリスクマップを作成し、捜査・救助活動に役立てている。また避難所、避難所までのルートを事前にDMCに共有・確認の上、その他関係機関へ共有されている⁴⁶。

⁴⁴ DSS 職員への聞き取り調査（2023年4月）

⁴⁵ スリランカでは、2004年に発生したスマトラ沖大地震による津波で3万人以上の人命が奪われるなど甚大な被害が生じた。

⁴⁶ Government of Sri Lanka (2018)

一方で、DOJF パラレルレポートによると、早期警報システムには聴覚障害者への情報保障手段が確立されておらず、コミュニティ・マッピング・データには障害者の存在が含まれていないため、コミュニティレベルでは障害者の存在は把握されていないという指摘がある。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

<p>日本政府</p>	<p>【技術協力プロジェクト】 インクルーシブ教育アプローチを通じた特別なニーズのある子どもの教育強化プロジェクト (2019-2024) スリランカにおける障害者の就労支援促進プロジェクト(2021-2025) 【ボランティア事業】 青年海外協力隊 (障害児・者支援、ソーシャルワーカー、理学療法士)</p>
<p>他ドナー</p>	<p>【国際機関】 1) ILO (International Labor Organization) ILO は、経済開発と平和を通じた地方開発プロジェクト (Local Empowerment through Economic Development and Reconciliation Project、以下、「LEED+ プロジェクト」) (2018-2023)において、障害者を含む一般市民の就労促進に取り組んでいる。同プロジェクトの前身となるプロジェクト LEED Project は 2011 年から 2016 年まで実施された。 2) UNDP (United Nations Development Programme) UNDP の財政支援で、セイロン雇用者連盟によって地方自治体当局に対するアクセス監査とアドボカシーに焦点を当てたプロジェクトが 2021 年 10 月～23 年 2 月に実施された。 【二国間援助機関】 KOICA (Korea International Cooperation Agency) 4 つの分野 (高等教育、デジタル・ディベロップメント、公共交通機関、ガバナンス) で支援を展開しており、その中での障害主流化に関心があるとのこと⁴⁷。過去にはボランティアを DSS が管轄する職業訓練校に派遣した実績あり。 【国際 NGO】 1) Child Fund 国際 NGO である Child Fund は、1985 年からスリランカでの活動</p>

⁴⁷ KOICA への聞き取り調査(2022 年 11 月)

	<p>を実施しており、現在 11 県で活動している。支援対象者は 0 歳から 24 歳までの子どもや若者で、障害分野は主要支援プログラムの一つとなっている。</p> <p>2) Cristian Blind Mission Sri Lanka 国際 NGO である Cristian Blind Mission はこれまでに同国で 11 のプロジェクトを 10 のパートナーと共に 17 県⁴⁸で実施した実績があり、主な活動分野は、生計（就職するための能力強化）、自営業を開始するための能力強化、啓発（地方の政府関連職員や、障害者団体、政策策定者（policy makers）、ホテル関係者への啓発）などである。</p> <p>3) Humanity & Inclusion 国際 NGO である Humanity & Inclusion は、1992 年よりスリランカで障害者に対する支援を実施している。生計支援やインクルーシブな地域開発、権利と政策についても支援を拡大していたが、経済危機やコロナ禍において財政支援が減少し、現在は Clubfoot（内反尖足）の早期発見と治療に関するプロジェクトを保健省と協力して実施した実績を有する。2004 年に開始した同プロジェクトは EU の財政支援のもと実施され、活動地域は、キャンディ、ジャフナ、バティカロア、コロomboの 4 県であった。</p>
--	---

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (GBR/CBID) の状況

スリランカでは CBR 事業の一環としてセルフヘルプグループ (Self-Help Group 以下、「SHG」) が DSS のイニシアティブのもと各地⁴⁹で結成されている。活発な SHG では会員で少額を拠出し合って活動費に充てているところもあるが、メンバーの大半は DSS が支給する低所得者向け生活補助金やその他のサービス受給者で、受給権確保のために SHG に加入しており、実際の SHG としての活動はイベントや旅行企画、奉仕活動などに限定されているのが実状である。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

スリランカは 2016 年に同条約へ加盟(accede)している。しかし、2017 年に障害者権利委員会へ提出された DOJF パラレルレポートでは、著作権に関する国内法 (The Intellectual Properties Act No 36 of 2003) との齟齬が指摘されており、加盟国に求められる取り組みが

⁴⁸ Jaffna, Batticaloa, Nuwaraeliya, Mannar, Galle, Ampara, Anuradhapura, Kandy, Monaragala, Puttalam, Kurunegala, Polannaruwa, Matara, Hambantota, Trincomalee, Badulla, Colombo

⁴⁹ 一例として、ホマガマ郡内 81 の村がサムルディ貧困削減プログラムの最小行政区域に沿って 5 区画に分けられており、1 区画毎に SHG が結成 (DSS により設置) されている。原則は 1 GN Division (Grama Niladari Division: village officer division) 毎に SHG を設置することとしている。

実施されていないという報告⁵⁰も存在する。視覚障害者当事者団体によると、現在シンハラ語で約 2000 タイトルのオーディオブックがある。

シンハラ語版オーディオブックの中には教科書も含まれているが、視覚障害のある学生がオーディオブックにアクセスできる機器を所有していない場合が多く、これら教材を使用出来ていないケースがある。シンハラ語が備わっているスクリーンリーダーはあるものの、スリランカの視覚障害者の多くはシンハラ語の備わっていない JAWS や NVDA⁵¹ を英語で使っている。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

スリランカにおける新型コロナウイルス感染症の最初の症例は、2020 年 1 月 27 日だった。政府は、陽性者の隔離、感染者が拡大する国へのビザ発給を停止するなどの対応を実施し、厳格な外出禁止令を 2020 年 3 月末に発令した。

障害者が新型コロナ対策から取り残されたことは世界的に報告されており⁵²、スリランカでも障害者に対する新型コロナウイルス蔓延の影響が報告されている⁵³。スリランカ政府は、国民への緊急対策を検討するコロナ対策委員会を大統領直下に設置した。緊急対応措置に障害者のニーズが反映されていないため、同委員会メンバーに障害者を追加することを DOJF が政府に要望したが、その要望は通らなかった⁵⁴。

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

障害者が必要なサービスを利用できるようにするための具体的な仕組みはない。例えばオーストラリアやイギリスは、持病や障害があり医療的ケアを必要とする人などを対象に、外出しても良い専用の時間帯が設けられるなどしていたが、スリランカにはそういった仕組みはなかった。また、国民 ID カード番号の下一桁に基づき、異なる曜日に外出できるように定めた政府の仕組みでは、障害者の大半が移動支援やサポートが必要であるということを考慮されておらず、障害者はこのサービスを利用することができず家族や友人に頼らざるを得ない状況が生まれていた⁵⁵。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

政府病院には処方された薬がすべて揃っていないため、民間の薬局で高額な薬を買わなければならない。薬を買うための医療費が十分ではなく、障害者の生活コストの上昇に対応出来ていない。

⁵⁰ Band and Cox (2020)

⁵¹ JAWS, NVDA: 画面やウィンドウに表示された情報や入力した文字を読みあげるスクリーンリーダーの種類

⁵² UN Human Rights Office of the High Commissioner and UNPRPD (2021)

⁵³ University of Colombo (2020)

⁵⁴ DOJF への聞き取り調査(2022 年 11 月)

⁵⁵ <https://researchdirect.westernsydney.edu.au/islandora/object/uws:58200/datastream/PDF/view>(参照 2023-4-26)

医療やリハビリテーション、理学療法、言語療法、医薬品、長期投薬などのサービスを必要とする障害児は、ウイルスの感染の危険に晒されることを避けるため、これらのサービスを医療機関で受けられなかった。そのため、健康への二次的影響を受けやすくなった⁵⁶。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

コロナ禍の影響で国内すべての学校が休校になり、オンライン授業に切り替えられた。休校期間中に自宅からオンラインやその他の代替手段で学習機会を得ることができない障害児の割合が高かった。また英語で掲載された情報をつかむことができないという障害者の識字率に関する問題も課題として挙げられた。外出禁止令が解除された後でも、健康面の理由から障害児を学校に行かせる親の意欲は低かったため、授業によりついていけなくなり退学する障害児が増えることが危惧されている⁵⁷。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

コロナ禍の影響で公共交通機関が使えなくなり、外出禁止令が発出されたため、政府が支給する貧困層向け障害手当を受給/登録をするために郡事務局へ行くことが困難な状況が発生した⁵⁸。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

セイロン雇用者連盟によるとコロナ禍により多くの加盟企業の業績が悪化したため、障害者含めて多くの求職者が仕事をみつけれない状況が発生しているとのこと⁵⁹。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響⁶⁰

スリランカのテレビ局のほとんどが、主要なニュース放映時のみ手話放送を提供しているが、ニュース速報に対して手話放送を提供しなかった。このため、聴覚障害者が緊急時の重要な情報にアクセスすることが困難であった。

また、外出禁止令が発令されている間、スリランカ人の多くは、必要な物資を送り届ける食料トラックに頼っていた。トラックの到着は音楽で知らされるが、聴覚障害者は近所の人に知らせてもらわなければならなかった。

⁵⁶ University of Colombo (2020)

⁵⁷ JICA (2021)

⁵⁸ University of Colombo (2020)

⁵⁹ 同団体への聞き取り (2021年12月)

⁶⁰ <https://undpsrilanka.exposure.co/disability-inclusion> (参照 2022-10-17)

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概容
障害当事者団体連合 Disability Organizations Joint Front (DOJF)	2001年設立。会員は、視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者、知的障害児の親の団体で構成されている。現在、36団体が加盟している。 15名の執行委員は2年ごとに選出され、2年以上同じ役職に就くことはできない。会長職は、前職と同じ種類の障害がある人が就任できないように配慮されている。DOJFのメンバーの一部はNCPDのメンバーに任命されており、幹部メンバーは毎月会合を開き、その議事録は各会員団体に送付される。
スリランカ視覚障害者連盟 Sri Lanka Federation of the Visually Handicapped	1974年設立。2022年4月現在、総メンバー数は1800名となっている。主に視覚障害者の機会均等を確保し、生活の質を向上させることを目的に活動している。職業訓練、リハビリテーション、視覚障害者の高齢者を対象にした施設、学生向けの奨学金の提供などを、実施運営している ⁶¹ 。
スリランカ視覚障害者全国連盟 Sri Lanka National Federation of the Visually Handicapped	1983年設立。2022年3月現在、総メンバー数は2551名。上記連盟から派生して結成されたとのこと。視覚障害者向け支援器具の提供を無償または安価で行っている ⁶² 。
スリランカ中央ろう連盟 Sri Lanka Central Federation of the Deaf	1984年設立。2023年現在、総メンバー数は4087名となっている ⁶³ 。主に手話辞典の作成、手話によるワークショップの実施などを行っている ⁶⁴ 。

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概容
Sri Lanka Association of Parents of Deaf children	1971年設立。2022年3月現在、総メンバー数は1710名。聴覚障害者の権利擁護等に取り組んでいる ⁶⁵ 。

⁶¹ Welfare Services Sri Lanka Federation of the Visually Handicapped (slfvh.org)

⁶² 同団体への聞き取り(2022年3月)

⁶³ スリランカ中央ろう連盟への聞き取り(2023年4月)

⁶⁴ NLF Success Stories | SLCFD | Breaking The Barriers Of Sign Language with the Official Languages Policy
<https://www.nleap.lk/2021/10/31/nlf-success-stories-slcfd-breaking-the-barriers-of-sign-language-with-the-official-languages-policy/> (参照 2023-4-10)

⁶⁵ 同団体への聞き取り(2022年3月)

Ceylon Association for Mentally Retarded	1969年設立。2022年3月現在、総メンバー数は約200名。主に知的障害者の職業訓練に取り組んでいる。DOJFには加盟していないとのこと ⁶⁶ 。
スランガニ SURANGANI Voluntary Services	1992年設立。経済的に貧しい家庭へ教育資金を援助する活動の他、障害のある子どもたちやその家族を支える通所支援センターを運営している。

⁶⁶ 同団体への聞き取り(2022年3月)

4. 参考資料

- Band and Cox (2020) National Implementations of the Marrakesh Treaty By Countries That Have Ratified or Acceded to the Treaty, Association of Research Libraries, Washington D.C.
- Department of Census and Statistics (2012) Census of Population and Housing
- Department of Census and Statistics (2021) Sri Lanka Labour Force Survey Annual Report – 2021
- DOJF (2017) UN Universal Periodic Review - Sri Lanka 2017
<https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Disability/RightAccessJusticeArticle13/CSO/DisabilityOrganizationsJointFrontSrilanka.pdf> (参照 2023-4-26)
- Government of Sri Lanka (2018) Convention on the Rights of Persons with Disabilities Report submitted by States parties under Article 35(1) of the Convention Initial Report due in 2018
https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2FC%2FLKA%2F1&Lang=en (参照 2023-4-26)
- Government of Sri Lanka (2022) Inclusive Transformation towards a Sustainably Developed Nation for All
- ILO (2020) Social Protection in Sri Lanka: An analysis of the social, economic and political effectiveness of the Samurdhi program
- JICA (2021) Survey on COVID-19 Prevention of Children with Disabilities
- Ministry of Disaster Management (2014) Sri Lanka Comprehensive Disaster Management Programme 2014-2018
- Ministry of Health (2013) Design Considerations on Accessibility for Persons with Disabilities
- Mendis and Perera (2019) Disability Policy Brief for Law Makers, Administrators and other Decision Makers, International Centre for Ethnic Studies
- UNICEF (2021) Tackling the COVID-19 economic crisis in Sri Lanka: Providing universal, lifecycle social protection transfers to protect lives and bolster economic recovery
- United Nations in Sri Lanka (2022) Humanitarian need and priorities Food Security Crisis Sri Lanka
- University of Colombo (2020) Disability Exclusion during the Coronavirus Pandemic (COVID-19) in Sri Lanka
- UN Human Rights Office of the High Commissioner and UNPRPD (2021) The socioeconomic impact of COVID19 on persons with disabilities
<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.ohchr.org%2Fsites%2Fdefault%2Ffiles%2FDocuments%2FIssues%2FDisability%2FCOVID->

[19%2FOHCHR-summaryreport.docx&wdOrigin=BROWSELINK](#) (参照 2023-4-26)

UN Office for Disaster Risk Reduction (2019) Disaster Risk Reduction in Sri Lanka Status Report

<ウェブ情報>

Civil Society Collective in Sri Lanka, Factsheet UPR 2017 Sri Lanka 2nd Cycle Universal Periodic Review

https://www.upr-info.org/sites/default/files/documents/2017-10/rights_of_persons_with_disabilities_factsheet_srilanka_2017.pdf (参照 2022-10-20)

COVID-19 Disability Rights Movement

<https://covid-drm.org/data> (参照 2023-3-22)

ORGANIZATION FOR REHABILITATION OF THE HANDICAPPED, Technical and Environmental Accessibility for PWD's – ORHAN

<https://orhansrilanka.org/> (参照 2023-3-28)

Ministry of Education Sri Lanka, Sri Lanka: General Education Sector Development Plan (2020 - 2025)

<https://moe.gov.lk/wp-content/uploads/2021/11/General-Education-Sector-Development-Plan-2021-2025-1.pdf> (参照 2023-3-21)

Sri Lanka BRIEF UPR Papers

<https://srilankabrief.org/wp-content/uploads/2017/10/SLB-UPR-papers-No-04-2017-Rights-of-persons-with-disabilities-PwDs.pdf> (参照 2022-11-11)

UN Department of Economic and Social Affairs, COVID-19 Outbreak and Persons with Disabilities

<https://www.un.org/development/desa/disabilities/covid-19.html> (参照 2023-4-26)